西京区シンボルマーク

西京区 地域力 サポート事業

皆様のまちづくり活動の経費を補助します!

西京区地域力サポート事業

平成30年度 募集案内

地域力向上支援枠　上限30万円※

活動経費の1／2+ボランティア活動への補助（5万円以内）

※重点枠は上限50万円，詳細はP3 3 参照

草の根活動支援枠　上限10万円

活動経費の3／4+ボランティア活動への補助（5万円以内）

申請期間　平成30年4月16日(月)～5月31日(木)必着

できるだけお早めに事前相談を受けてください！（日時等はＰ５参照）

平成30年

4月19日(木)開催！サポート講座&募集説明会

午後１時30分～

平成 30 年度第 1 回地域力サポート講座

テーマ：広報力

講　師：藤川 和也
ＮＰＯ法人やさしいデザイン理事
グラフィックデザイナー

午後３時30分～

募集説明会

内 容：制度の詳細や申請の方法など

場 所：西京区役所大会議室
申込み：当日，直接会場へ（先着 100 名）

西京区役所・洛西支所

市民による自治120年 京都市
西京区役所地域力推進室　平成３０年４月発行
京都市印刷物　第303018号

皆様のまちづくり活動をサポートします！

近年，**少子・高齢化**や**核家族化の進行**，**地域のつながりの希薄化**など社会環境が変化する中で，地域コミュニティ，福祉，防犯・防災，環境など様々な分野で，地域の住民やＮＰＯなどによるまちづくりがますます重要となっています。

「西京区地域力サポート事業補助金」は，**地域課題の解決**に向けて区内で行われているこのような自発的，主体的なまちづくり活動を支援する補助金です。

補助の対象は，西京区内で行なわれる，地域のまちづくりにつながる活動です！

サポート事業補助金は，地域コミュニティの活性化や安心安全なまちづくりなど，**住民の皆様が主体となって，地域がよりよいまちになることを支援する制度**です。

趣味的な活動や，参加者だけにメリットがあるイベントなどは補助できないことがあります。（審査基準Ｐ６参照，審査で評価が低くなる事例Ｐ７参照）

まちづくりの主役は皆様です！
『みんなの力で明るい地域を育む』
そんなまちづくり活動の御提案をお待ちしています！

特に
「健康長寿」や
「子育て」
分野からの申請を待ってるにょん！

＜目次＞

１　申請の対象について
1　対象となる団体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２
2　対象となる活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２
3　募集枠　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３
4　対象となる活動期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３
5　経費について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４
6　その他留意点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４
２　申請の手続きについて
1　申請書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５
2　申請方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５
3　申請期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５
３　審査について
1　審査方法・審査基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．６
2　審査結果の通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
４　交付決定後について
1　概算払（活動終了前の補助金の交付）　・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
2　活動内容の中止・変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
3　実績報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
4　活動報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
5　経費支出に関する書類の保管　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
５　その他
1　ロゴマーク等の使用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８
2　西京区地域力サポート講座　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８
3　広報や相談窓口等の支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８
4　情報公開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８
補助金交付額の計算例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．９，Ｐ.１０
よくある質問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.１１，Ｐ.１２
申請書記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.１３～Ｐ.１６
申請書第１号様式～第３号様式，第８号様式～第１０号様式

平成３０年度　西京区地域力サポート事業補助金

１　申請の対象について

1　対象となる団体

ア　地域の自治を担う団体で，次に掲げる要件を備えているもの

＜各学区・地域の自治連合会，各種団体等＞

- 地域活動に取り組むことを主たる目的とするものであること。
- 自治会，町内会その他の地域住民が組織する団体により構成されるものであること。
- １以上の小学校の通学区域を単位とする地域において活動するものであること。
- 多くの地域住民に支持されているものであること。

イ　自主的・主体的に活動を行う団体で，次に掲げる要件を備えているもの

＜NPO 等の非営利活動団体＞

- 定款又は会則等を設けていること。
- 設立から１年以上継続して活動していること。（草の根活動支援枠（Ｐ３「3募集枠」参照）については，一定の要件を満たせば１年未満でも可）
- 非営利で公益的な活動を行う団体であること。
- 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体でないこと。
- 暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体又は構成員に暴力団員等若しくは暴力団密接関係者がいる団体でないこと。
- 公の秩序又は善良の風俗に反する活動を行う団体でないこと。

ウ　大学等の教育機関又は大学の研究室，ゼミその他これらに類するもの

※　対象は団体に限ります。個人での申請はできません。
※　法人格の有無は問いません。
※　西京区外の団体も対象となります。

2　対象となる活動

次に掲げる全ての要件に該当する活動が対象となります。

- 西京区基本計画の推進に資するものであること。（西京区基本計画に掲げる取組分野に係る取組。**特に基本計画の「重点テーマ」に位置付けられている分野及び文化芸術による地域のまちづくり活動については，審査における評価が高くなります。**）

※　区基本計画に掲げる取組分野は第１号様式を参照してください。

【重点テーマ】　つながり・しごと・くらしを育てるとともに，西京区ならではの文化を広く発信し，“行ってみたい街”，“住んでみたい街”と実感できるまちづくりに取り組みます。
●文化を基軸とした西京区ならではのまちづくりの推進（歴史・文化，生涯学習）
●地域の更なる活性化（地域コミュニティ，産業，観光，大学等との連携）
●子どもをはぐくみ，健康長寿のまちづくりを推進（地域福祉，子育て，高齢者・障害者福祉，保健・医療）
●安心・安全で環境にやさしいまちづくりの推進（安心・安全，自然環境，まちの美化，循環型社会）

※　（　）内は各テーマにおいて該当する区基本計画の具体的な取組分野

- 西京区内で実施されるものであること。

ただし，次のア ～ クに掲げる要件に該当する活動は，対象とはなりません。

ア　営利，政治，宗教を目的としたもの又はそれらを助長するもの。
イ　調査・学術研究及び趣味的活動を行うことを主たる目的としたもの。
ウ　公の秩序又は善良の風俗に反するもの。

エ　過去に同一又は類似した事業で３回交付を受けたもの。
オ　学区まつりや学区民体育祭など地域で既に恒例となっているもの。
カ　参加者を恣意的に制限しているもの。
キ　団体の構成員を募集することを主たる目的とするもの。
ク　その他，京都市が行う取組と重複する場合など，区長が補助の対象として，適当ではないと認めたもの。

※　物品の購入が経費の中心となる活動は対象外です。
※　複数年度にまたがる活動も対象となります。ただし，補助金の交付対象は申請のあった年度の活動のみで，次年度以降の活動に関しては改めて申請が必要です。

3　募集枠

活動の規模や内容等に応じて，２つの枠があります。

	地域力向上支援枠	草の根活動支援枠
対象となる活動	多くの区民を対象に，地域の活性化を目指して取り組む活動	比較的小さな規模で，魅力あるまちづくりに資する活動
補助金の額	対象経費※1の２分の１に，ボランティアの活動費相当額※2を加えた額 上限：３０万円☆又は自己負担の額※3のいずれか低い方	対象経費の４分の３に，ボランティアの活動費相当額を加えた額 上限：１０万円又は自己負担の額のいずれか低い方

※1　対象経費とは？
活動の実施に直接要する経費のうち，次に定める経費（対象外経費）を除いた額。
（対象経費，対象外経費については次ページ参照）

※2　ボランティアの活動費相当額とは？
まちづくり活動に無償で従事する方の総活動時間数に，５００円を掛けた額（第３号様式では，「無償の活動費相当額」としています。）（上限：いずれの枠も５万円）
次のような作業等は，ボランティア活動費相当額に算入できませんので御注意ください。
・　個人で行う事務作業等（広報用ホームページの作成等）
・　まちづくり活動の実施・準備に直接関わらない作業
注　「ボランティアの活動費相当額」は，あくまで実際に支出した活動経費の一部を補助するもので，活動に対する人件費としての性質のものではありません。そのため，自己負担の額を超える補助はできません。

※3　自己負担の額とは？
・　収入（寄付金，参加費(イベント参加者から徴収する実費等)，他の補助金等）が対象外経費額より多い場合は，活動の実施に直接要する経費（対象経費＋対象外経費）から収入を差し引いた額，
・　収入が対象外経費額より少ない場合，又は収入が０円の場合は対象経費。

☆　「地域力向上支援枠」の重点枠は上限５０万円
次の３つの要件をいずれも満たす活動は，上限を５０万円とする。
・　地域にとって取り組む必要性が高い課題の解決につながり，地域や地域住民に直接寄与するような活動
・　地域住民が活動に参加し，地域全体のコミュニティを活性化する活動
・　来年度以降も効果の持続又は自律的な継続が期待できる活動

サポート事業補助金は，「京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金」など，他の補助金との併用も可能です。
なお，他の補助金を受けた場合，サポート事業補助金額が減額される可能性があります。
（※３参照）

4　対象となる活動期間

平成３０年４月１日～平成３１年３月３１日

5　経費について

補助金額の計算の基となる経費（対象経費及び対象外経費）には，次のようなものがあります。

対象経費（例）

ア　講師等への謝礼金
（団体の構成員に対するものは，高い専門性を有していると認められる場合に限る。）
単価の上限：１時間当たり１万円，１日当たり３万円
団体の構成員に対するものは，構成員１名当たり１年間で３万円

イ　活動の実施のため一時的に雇用するアルバイト等の人件費
単価の上限：１時間当たり千円，１日当たり８千円，団体の構成員に対しては不可

ウ　事務用品等の消耗品の購入費用

エ　活動で使用することが明確な備品の購入，修繕費用（特に必要と認められるものに限る。）
単価の上限：１個当たり５万円

オ　チラシ・パンフレット等の印刷に要する費用

カ　チラシ・パンフレット等の発送に要する費用

キ　イベント保険等の保険料

ク　会場使用料及び機材等の賃貸借に係る費用

ケ　活動に要する交通費（タクシーは原則不可）
総額の上限：５万円　（経済的かつ合理的な方法と認められるもの。）

コ　資材等の運搬費用

サ　会場設営等，業務の一部を外部に委託した費用

シ　活動の記録に要する費用

ス　その他活動に直接必要な経費のうち，第三者に対して支払われる費用

対象外経費（例）

ア　会議におけるお茶代，軽食費等

イ　記念品代などの参加者に配る有価物

※　「ア 飲食費」,「イ 記念品代」の例外（対象経費にできる場合）
ワークショップなど，作成等自体が活動の目的である場合，その材料費等は，1 人 100 円分（税抜）までは対象経費に計上可

ウ　宿泊費

エ　団体の構成員が研修等に参加する費用等

オ　パソコン，カメラ，テレビなど，補助対象の活動目的以外での幅広い目的で使用が可能な備品等の購入費用

経費（対象経費及び対象外経費）として認められないものには，次のようなものがあります。

- 外食費
- 団体の維持・運営に関する経費（電話代，光熱費，家賃，ガソリン代等）
- 団体の構成員の人件費及び団体の構成員が代表となっている団体への委託費
- 土地，建物，車両等，資産形成につながるもの。
- その他使途の不明な経費（領収書が無い等）

6　その他留意点

- 雨天等で中止となった活動に関しては，原則，補助金は交付しません。屋内会場の手配や予備日等の設定を行う等，なるべく雨天時でも活動できるような計画を立ててください。
- 他団体との共催など，協働で行う事業でも申請できますが，協働の内容が分かるよう，申請書等に記載してください。

２　申請の手続きについて

～5月３１日　申請書の提出　（活動団体）

▼

審査

▼

７月　申請者へ補助金交付・不交付の通知　（西京区）

▼

活動終了後，実績報告書の提出　（活動団体）

※　活動終了後，１カ月以内かつ
　３月１５日までに提出してください。

▼

交付額確定通知書の送付　（西京区）

▼

～３月　補助金の支給

※　必要性が認められた場合，活動終了前に１/２以内で，
　補助金の支給を受けることができます(P７の４1参照)。

1　申請書類

ア　交付申請書（第１号様式）
イ　収支予算書（第２号様式）
ウ　無償の活動費相当額計算書（第３号様式）
エ　定款，規約，会則又はそれに準ずるもの
オ　構成員名簿又は役員名簿

※　様式は西京区役所ホームページからもダウンロードできます。　西京区地域力サポート　検索

2　申請方法

申請期間内に上記書類を，郵送又は持参（平日午前８時３０分から午後５時）により，下記の申請先へ提出してください。

＜申請先＞
・西京区役所総務・防災担当　（TEL３８１－７１５８）〒６１５－８５２２(住所記入不要)
・西京区役所まちづくり推進担当（TEL３８１－７１９７）〒６１５－８５２２(住所記入不要)
・洛西支所まちづくり推進担当　（TEL３３２－９３１８）〒６１０－１１９８(住所記入不要)

※　スムーズな申請のため，事前相談を受けてください。

事前相談会を開催！（担当者が常駐しています）

	西京区役所	洛西支所
場所	まちづくり推進担当	
日時	５月７日（月） 午後１時～４時	５月８日（火） 午後１時～４時
	５月１０日（木） 午前９時～正午	５月１１日（金） 午前９時～正午

※　上記以外の日も相談を受け付けていますが，その際はできるだけ事前に御連絡のうえ，お早めにお願いします。

3　申請期間

平成３０年４月１６日（月）～５月３１日（木）【必着】

３　審査について

1　審査方法・審査基準

区民や学識経験者などで構成する「西京区地域力サポート事業補助金審査委員会」における審議を踏まえ，区長が交付の可否を決定します。

ア　審査方法

＜地域力向上支援枠＞

○　書面審査（提出していただいた申請書類の書面による審査）

⇩ ―― 書面審査を通過した団体のみプレゼンテーションを行います。選考結果は文書で通知します。

○　プレゼンテーション

申請団体の方から活動内容のプレゼンテーションを行っていただいた後，審査委員からの質問に答えていただきます。

実施に当たっては，来庁していただく日時を文書でお知らせします。

・必ず出席してください。欠席の場合は失格となりますので御注意ください。

・１団体につき１０分程度を予定しています（申請の状況により変更あり）。

≪　**プレゼンテーション実施日　：　７月中旬**　≫

＜草の根活動支援枠＞

○　書面審査のみ。プレゼンテーションはありません。

イ　審査基準

	地域力向上支援枠	草の根活動支援枠
公益性※	・西京区地域力サポート事業の趣旨に添った，地域にとって取り組む必要性の高い活動か ・地域全体の利益につながるか ・地域住民が活動に多数参加し，地域コミュニティの活性化が期待できるか	・西京区地域力サポート事業の趣旨に添っており，多くの区民に支持され，定着することが期待できるか ・地域住民が活動に多数参加し，地域コミュニティの活性化が期待できるか
効　果	・活動の結果，得られる成果は大きなものか ・「重点テーマ」又は「文化芸術による地域のまちづくり」の推進に寄与するものか	・「重点テーマ」又は「文化芸術による地域のまちづくり」の推進に寄与するものか
費　用	・経費の積算は適切か，効果に対して経費が妥当なものか	・経費の積算は適切か，効果に対して経費が妥当なものか
新規性	・取り組む課題や活動が新たなものか	・取り組む課題や活動が新たなものか
普及性	・他地域への活動の広がりを期待できるか	
計画性	・スケジュールや実施手法が実現可能か	・スケジュールや実施手法が実現可能か
継続性	・来年度以降も効果の持続又は自律的な活動が期待できるか	
独創性		・内容に独自の視点や発想，創意工夫があるか

※　地域力向上支援枠は，公益性の配点が高くなっています。

ウ　留意点　審査の結果，補助金が不交付となったり，申請額から減額して交付することがあります。

エ　審査で評価が低くなる活動の事例

- 地域にとって取り組む必要性が高い課題の解決につながりにくいもの
- 特定の企業や団体等の利益につながるもの
- 一度限りのイベントで，今後のまちづくりにつながらないもの又は効果の持続性が期待できないもの
- 活動内容が趣味やサークル活動の一環で，まちづくりにつながらないもの
- 物品購入が中心，又は活動の大部分を業者に委託し，団体の構成員が作業などに参加して実施する活動が少ないもの(物品購入のみ，全額委託は不可)。
- 対象経費の見積りが過大なもの。
- 既存の団体が，本来の業務として実施することが想定されているもの。
- 長年にわたり地域で恒例となっているもの（祭りや体育祭，防災訓練等など）

2　審査結果の通知

７月下旬頃（予定）に，交付又は不交付決定の通知書を送付します。

４　交付決定後について

1　概算払（活動終了前の補助金の支給）

補助金は活動終了後の交付が原則ですが，活動実施のため必要と認められた場合は，活動終了前に補助金額の２分の１の範囲内で支給を受けることができます。

2　活動内容の中止・変更

補助金交付の決定後，活動内容の変更又は中止をしようとするときは，補助金計画変更・中止承認申請書により，事前に承認を受けてください。

3　実績報告

事業終了後，速やかに補助金実績報告書等の必要書類を提出してください。

4　活動報告

○　活動報告会の実施（補助金の交付を受けた団体のうち５，６団体程度）

補助金の交付を受けた団体に，活動の成果などの報告，PR 及び団体同士の情報交換の場として，平成３１年２～３月頃に，公開による活動報告会の実施を予定しています。

○　活動報告パネル展示の実施（補助金の交付を受けた全ての団体）

平成３１年２月頃に，補助金の交付を受けた団体にパネルを作成していただき，区役所や支所等で展示する予定です。（過去のものは西京区役所ホームページ参照）

5　経費支出に関する書類の保管

活動の実施に係る経費支出に関する書類を整備のうえ，活動を実施した翌年度以降，５年間保管してください。（保管期間中は，求めがあった場合，提出できるようにしてください。）

５　その他

1　ロゴマーク等の使用

ア　西京区地域力サポート事業補助金ロゴマーク（右図）
　補助金の交付を受ける活動の広報用媒体（ビラ，ホームページ等）には，**必ず右のロゴマークを表示してください。**

イ　文化芸術マーク
　補助金の交付を受ける活動のうち，「文化芸術による地域のまちづくり」として認定したものについては，市のホームページで紹介します。団体においても，活動に関するチラシ等に「文化芸術によるまちづくり認定事業」のマーク(右図)を表示していただくよう努めてください。

ウ　西京区マスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」
　平成２６年２月に生まれた西京区のマスコットキャラクター「にしきょう・たけにょん」も使用することができます。ホームページの使用要綱等で手続を御確認のうえ，活動のビラやパンフレット等にどんどん活用してください。

たけにょんの部屋　検索

「にしきょう・たけにょん」

2　西京区地域力サポート講座

　気軽に参加でき，活動団体同士のつながりを作り，活動を活性化させ，より継続的なものとできるような講座やワークショップを実施します。開催については，広報発表等で随時お知らせします。

平成３０年度第１回　西京区地域力サポート講座　開催決定！！
テーマ：広報力
日時　平成３０年４月１９日１３時３０分～１５時３０分
場所　西京区役所　大会議室
予約不要・先着１００名まで

3　広報や相談窓口等の支援

　補助金の交付を受ける団体は，次のような支援も受けることができます。

ア　活動情報の西京区役所ホームページへの掲載
イ　西京区役所・洛西支所での，活動に関する印刷物の配架
ウ　活動に対する西京区役所後援名義の使用
エ　活動の広報や人員の確保などについて，まちづくりアドバイザーに相談できる窓口の利用（事前予約制）

4　情報公開

ア　申請のあった活動については，活動内容や審査結果等を，広報資料や市民しんぶん西京区版，区ホームページ等で公開することがあります。また，活動の取材を行うことがありますので，御協力をお願いします。
イ　提出いただいた申請書類，実績報告書等は，個人情報保護の対象になる部分を除き，情報公開の対象となります。

補助金交付額の計算例

＜「地域力向上支援枠」の例＞　㊀・・・対象経費　㊁・・・ボランティア活動費相当額

㊂・・・対象外経費　㊃・・・収入

① 対象経費５０万円，ボランティア活動時間２００時間，対象外経費０円，収入０の場合

㊀	（50 万円）×2 分の１＝**25 万円**　＋	＜補助金交付額＞
㊁	（２００時間×５００円＝１０万円＞5万円・・**5万円**）	**⇒３０万円**

② 対象経費４０万円，ボランティア活動時間６０時間，対象外経費０円，収入０円の場合

㊀	（40 万円）×2 分の１＝**20万円**　＋	＜補助金交付額＞
㊁	（６０時間×５００円＝**3万円**）	**⇒２３万円**

③ 対象経費１０万円，ボランティア活動時間１００時間，対象外経費１０万円，収入５万円の場合

㊀	（１０万円）×2 分の１＝**5 万円**　＋	＜補助金交付額＞
㊁	（１００時間×５００円＝**5万円**）	**⇒１０万円**

④対象経費５０万円，ボランティア活動時間１００時間対象外経費０万円，収入３０万円の場合

㊀ （５０万円）×2 分の１＝**25 万円**　＋	
㊁ （１００時間×５００円＝**5万円**）	
ただし，㊂（０円）＜㊃（１０万円）のため，	
補助金上限・・㊀ ＋ ㊂ － ㊃ ＝２０万円	＜補助金交付額＞
２５万円＋５万円 ＝３０万円　＞　２０万円	**⇒２０万円**

＜補助金額のイメージ図＞

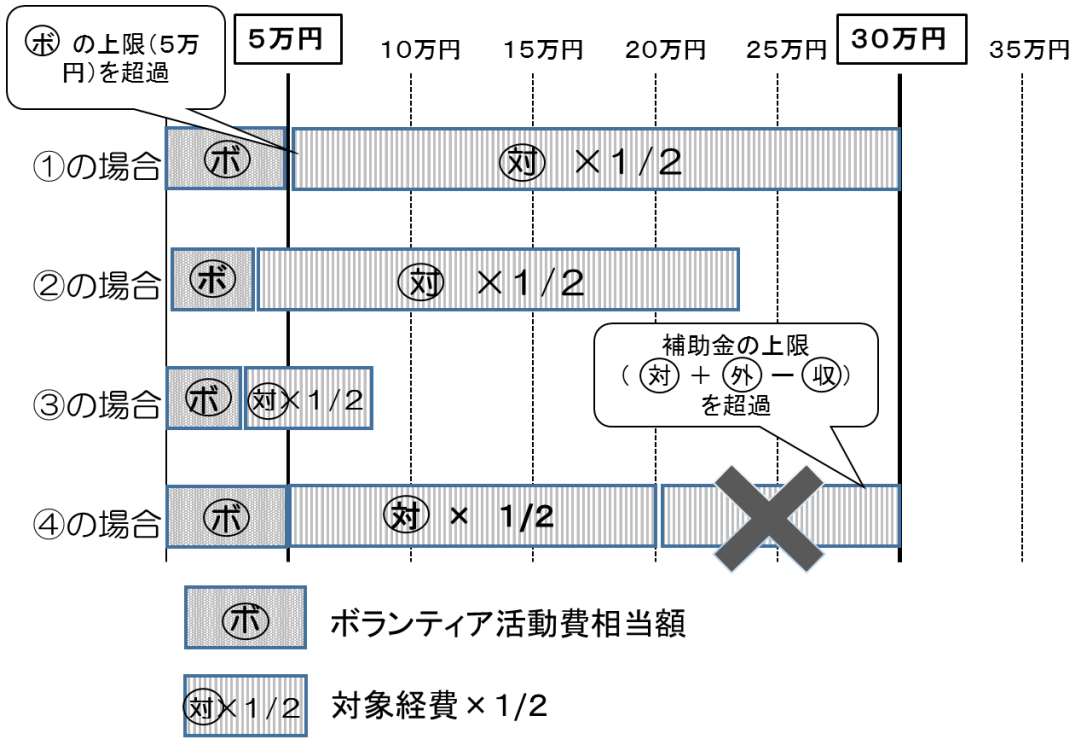

＜「草の根活動支援枠」の例＞　　㊀・・・対象経費　　㊁・・・ボランティア活動費相当額

㊂・・・対象外経費　　㊃・・・収入

① 対象経費１０万円，ボランティア活動時間２００時間，対象外経費０円，収入０の場合

㊀　（１０万円）×４分の３＝**７．５万円**　＋
㊁　（２００時間×５００円＝１０万円＞５万円・・**５万円**）＜補助金交付額＞
７．５万円＋５万円＞１０万円（草の根枠の補助金上限）　**⇒１０万円**

② 対象経費８万円，ボランティア活動時間１００時間，対象外経費０円，収入０円の場合

㊀　（８万円）×４分の３　＝**６万円**　＋
㊁　（１００時間×５００円＝**５万円**）　＜補助金交付額＞
６万円＋５万円＞８万円（対象経費額）　**⇒８万円**

③ 対象経費８万円，ボランティア活動時間１００時間，対象外経費２万円，収入０万円の場合

㊀　（８万円）×４分の３＝**６万円**　＋
㊁　（１００時間×５００円＝**５万円**）　＜補助金交付額＞
６万円＋５万円＞８万円（対象経費額）　**⇒８万円**

④対象経費１０万円，ボランティア活動時間１００時間対象外経費５万円，収入８万円の場合

㊀　（１０万円）×４分の３＝**７．５万円**　＋
㊁　（１００時間×５００円＝**５万円**）
ただし，㊂（５万円）＜㊃（８万円）のため，
補助金上限・・㊀＋㊂－㊃＝７万円　＜補助金交付額＞
７．５万円＋５万円　＝１２．５万円　＞　７万円　**⇒７万円**

＜補助金額のイメージ図＞

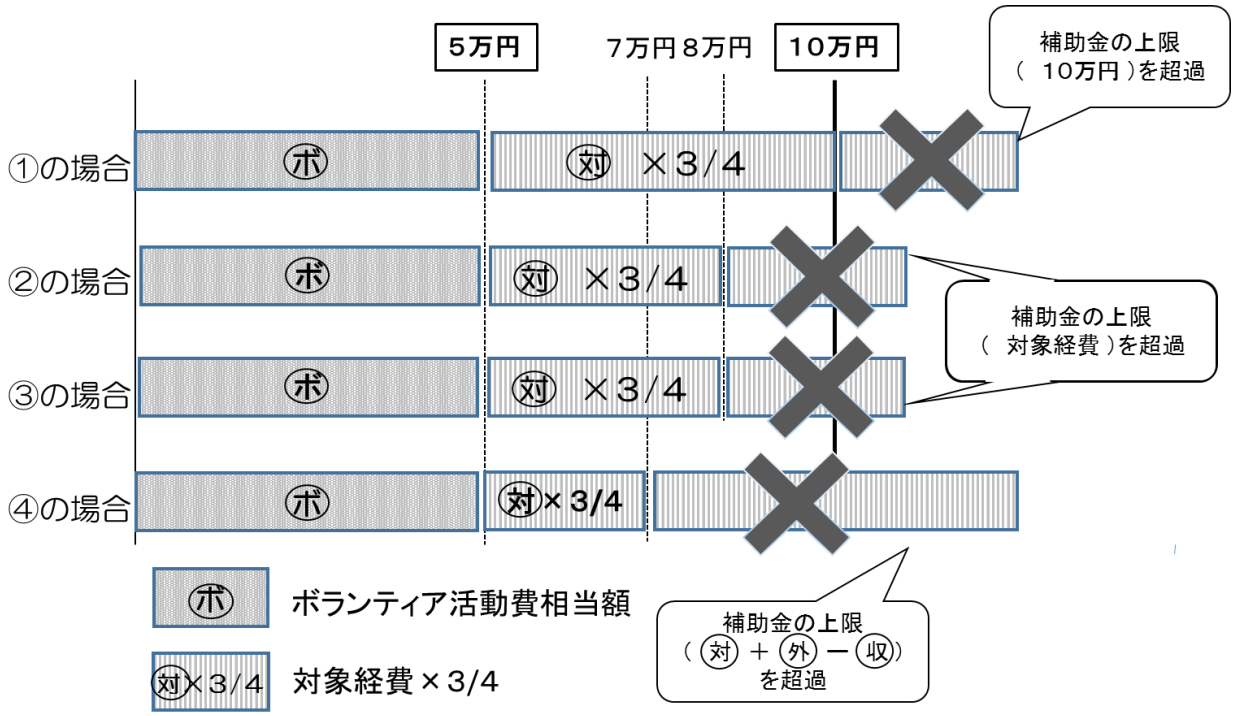

よくある質問

Q１　どうしてこのような制度ができたのですか。

Ａ　本市では，「区民が自ら考え，提案し，行動する取組を区長が先頭に立って，区役所との共汗によって推進していくための予算システム」として「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」を平成２４年度に創設しました。「地域力サポート事業」はこの予算を活用し，皆様が自発的，主体的に実施されるまちづくり活動を支援するために創設したものです。

皆様が自ら考え活動されることが，地域のつながりや愛着心を育み，それが地域力の向上につながっていきます。それを積極的に後押しする「地域力」向上の支援が，今，行政に必要な役割であると考えています。

Q２　どのようなサポートが受けられるのですか。

Ａ　活動経費（活動の実施に直接要する経費）の２分の１（地域力向上支援枠）又は４分の３（草の根活動支援枠）に，ボランティアの活動費相当額（Ｑ３を参照）を加えた額を補助します。

また，希望される場合は，西京区役所ホームページへの掲載，活動に関する印刷物の配架などの広報の支援を行います。また，西京区役所の後援名義の使用もできます（事前の申請が必要）。

Q３　ボランティアの活動への補助とは何ですか。

Ａ　団体で行うまちづくり活動に無償で従事する方の労務提供をボランティアの活動分として，総活動時間に１時間当たり５００円を乗じて得た額を５万円を限度として補助するものです。

Q４　誰が申請できるのですか。

Ａ　①西京区内の自治連合会や各種団体のほか，②ＮＰＯ等非営利活動団体や③大学等の教育機関なども申請できます。また，②と③については，西京区内で活動されるのであれば，区民でなくても申請できます。いずれの団体につきましても法人格は問いません。ただし，組織としてしっかりとした活動を継続できる体制があることや，活動の目的等が明確であることなどを確認させていただくため，定款や会則等の提出が必要になります。

Q５　対象経費はどのようなものが対象となりますか。

Ａ　活動の実施に直接要する経費で，事務用品などの消耗品や，チラシ，パンフレットなどの印刷経費，会場使用料，講師謝礼などが対象となります。

ただし，飲食に関する経費や宿泊費，記念品代や団体・グループ等の運営に関する経費などは対象外です。

→４ページ「５経費について」参照

Q６　申請時点で終了した事業でも申請できるのですか。

Ａ　申請できます。

対象となる活動期間は，平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までとしています。ただし，審査で認められるとは限らないため，補助金交付決定前に活動を実施する場合，結果的に補助金を受給できない可能性があります。

Q７　他の補助金を受けていますが，地域力サポート事業の申請はできますか。

Ａ　申請できます。収支予算書の収入欄に他の補助金についても明記してください。
　ただし，まだ申請中のものや申請を予定されている補助金については，自己資金の内訳欄に，参考として必ず御記入をお願いします。

Q８　以前から実施している事業ですが，申請できますか。

Ａ　制度の主旨に合致している活動であれば，申請は可能です。
　ただし，審査基準の「新規性」や「効果」の評価が低くなります。
　地域で既に恒例となっているイベント（学区まつり，学区体育祭等）や記念イベント等については，原則として認めません。

Q９　全ての支払に「領収書」を整理しておく必要がありますか。

Ａ　全ての支払について，レシートや領収書等支払が分かる書類の原本の保管が必要です。
　①　購入内容や購入日の分かるレシートがある場合はレシートで結構です。
　②　レシートがなく「領収書」を発行してもらう場合は，購入の状況が分かるように領収書の「宛先（申請された団体名）」，「ただし書（物品名，数量を全て明記）」「日付」等を必ず記入してもらってください。
　③　口座振り込み等の場合は，振込票及び購入内容等がわかる請求書が必要です。
　※　適正な領収書と認められない場合は，支給の対象とできません。

Q10　レシートや領収書の整理はどのようにすればよいですか。

Ａ　以下の点に注意してＡ４の紙に貼付け等を行い保管してください。
　①　実績報告時に「写し」を提出するため，レシートや領収書が重ならないように貼る。
　②　「領収書」は記載誤りや不備等がないか確認し，必要に応じて発行者に修正や追記をお願いする。

【領収書のチェックポイント】
・あて名が申請団体であること
・金額が明示されていること
・領収内容（ただし書：品名，個数）の記載があること
・領収年月日が正しく記載されていること

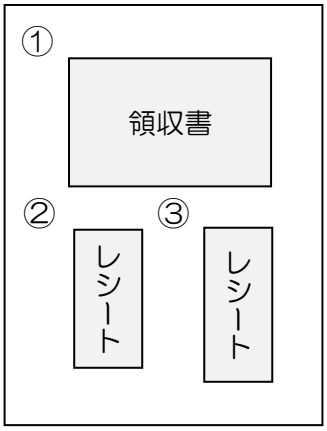

　③　領収書ごとに通し番号を付け，用紙に記入する。
　　（実績報告時に提出する収支決算書の対応する経費に同じ番号を記入する。）
例外：　領収書で購入内容が分からないものがある場合は，購入内容の分かるもの（請求書や納品書，明細書等）を一緒に貼り付けておく。

第１号様式（第５条関係）

記入例

①

西京区地域力サポート事業補助金交付申請書

（宛先）　西　京　区　長	平成　　年　　月　　日
住所（主たる事務所の所在地） 615－8522 京都市西京区上桂森下町２５－１	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名）まちの縁側想作隊　（にしきょう） （代表者役職・氏名）代表　にしきょう　たけにょん （電話）０７５－３８１－７１５８

西京区地域力サポート事業補助金交付要綱第５条の規定により補助金の交付を申請します。

団体の概要 ※団体の目的や活動内容等	【団体の構成】下記の目的に賛同する〇〇町内会の有志により構成 【団体の目的】〇〇町内（地域）の活性化 （人と人の縁が輪でつながるまちづくりをめざす。） 【活動実績】　子ども祭り等の開催，自治会加入促進チラシ作成 ※　団体の詳細及び会則，名簿は別添参照		
設立時期	平成２０年　４　月	**構成人数**	１０　人
担当者連絡先	（住　所）610－1143　京都市西京区大原野東境谷町二丁目１－２ （役職・氏名）会計　にしきょう　のこたん （電　話）〇〇〇　－　〇〇〇〇　（FAX）〇〇〇　－　〇〇〇〇 （E-mail）　〇〇〇〇　@　〇〇〇　.co.jp		
該当する西京区基本計画の取組分野	**西京区基本計画取組分野一覧** 第１節　人と人とが支え合う区民が主役のまちづくり ☐人権　☑地域コミュニティ　☐区民参加　☐地域福祉 ☐子育て　☑高齢者福祉　☐障害者福祉　☐保健・医療 ☐教育　☐安心・安全　☐商工業 第２節　環境と共生するまちづくり ☐自然環境　☐歩くまち・京都　☐まちの美化　☐循環型社会 ☐景観・住環境　☐農業 第３節　人と歴史・文化が輝くまちづくり ☐歴史・文化（文化芸術を含む）　☐観光☐市民スポーツ ☐大学等との連携　☐都市間交流　☐生涯学習 第４節　暮らしやすい都市基盤が整うまちづくり ☐公共交通　☐道路環境　☐河川・上下水道　☐建築物の耐震化 ※　該当する分野の☐にチェックをしてください。（複数可） ※　区基本計画の重点テーマに位置付けられている取組及び文化芸術による地域のまちづくりを推進する取組は，審査において，他の分野の取組よりも高く評価されます。（**下線の取組分野**）		
交付申請額	１４４，０００　円		

②に続く

記入例

②

第１号様式 - ②（第５条関係）

＜活動の概要＞

活動の名称	まちの縁側づくり
申請枠区分	地域力向上支援枠 ・ 草の根活動支援枠 ※ いずれかに○をしてください。
活動の範囲	□ 区全域 □（　　）学区・地域内 ☑（ ○○○○ ）町内 □ その他（　　）
活動の状態	□ ① 新規 ☑ ② 立上げ期（取組開始から３年目まで） □ ③ 毎年実施（取組開始から３年以上経過） □ ④ ②立上げ期又は③毎年実施だが，今回新たに充実した部分がある ⇒ 今回充実した内容（④を選択した場合のみ記入） 〔　　〕
地域課題・活動の目的 ※どのような課題に対して，活動を行うか等を明記する	【課題】昔の縁側のように気軽に集えるような場所が町内にはなく，地域の横のつながりが薄くなっている。 また，そうしたことなどから，新しく来られた住民が地域になじみにくく，町内会の加入率が下がっている。 【目的】商店街の空き店舗を利用し，子育て世代から高齢者まで，だれもが気軽に立ち寄り，語り合える，縁側のような居場所づくりを行う。 また，その場所で新しく来られた住民を歓迎するイベントを行う。
活動内容	○ イベントの開催（年４回実施） ・新住民の歓迎を兼ねた手作り昼食会（６月，２月） 【新住民への町内活動の紹介と栄養バランスのよいお手軽料理教室】 ・夏の演芸会（８月）　【寄席や太鼓の演奏を実施】 ・クリスマス企画（12 月）　【手作りプレゼントの製作】 ○ こども絵画展の開催（10 月）【地域の子どもたちによる絵画展】 ○ 「縁側サミット」の開催（月１回） 【地域の住民の交流カフェ，情報交流，イベント企画等】

スケジュール

時期	実施内容 （場所，参加予定人数）
６月	手作り昼食会
８月	夏の演芸会
10 月	こども絵画展
12 月	クリスマス企画
２月	手作り昼食会２
毎月 （第２土曜日）	縁側サミット

補助金の活用による活動の効果	・自治会加入率の向上（新住民の加入） ・地域住民同士の交流の活性化

※ 「団体の概要」，「活動の概要」については，別紙による提出も可能です。

※ □は，項目中のいずれかに☑をしてください。

記入例

第２号様式（第５条関係）

西京区地域力サポート事業補助金収支予算書

（宛先）　西　京　区　長	平成　　年　　月　　日
住所（主たる事務所の所在地） 615－8522 京都市西京区上桂森下町２５－１	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名）まちの縁側想作隊 （代表者役職・氏名）代表　にしきょう　たけにょん （電話）０７５－３８１－７１５８

１　支　出

項　　目		内　訳 （名称，積算単価，数量等を具体的に記入してください）	金額（円）
対象経費	講師謝礼（手作り昼食会）	１回１０，０００円×２回	２０，０００
	出演謝礼（夏の演芸会）	２０，０００×２回	４０，０００
	会場装飾費（夏の演芸会）	設備レンタル料（電飾，音響等）	２５，０００
	会場装飾費（クリスマス企画）	設備レンタル料（電飾，音響等）	２５，０００
	材料費（クリスマス企画）	はさみ等文具，色紙等	３０，０００
	案内等の郵送費	８２円×２００枚	１６，４００
	ワークショップ文具費	マジック，模造紙等	７，０００
	チラシ印刷費	１枚１３円×２０００枚	２６，０００
	対象経費　小計（Ａ）　※１　補助金の算定基礎金額		１８９，４００
対象外経費	材料費（手作り昼食会）	野菜，調味料等	４０，０００
	軽食費（ワークショップ）	コーヒー等	２０，０００
	対象外経費　小計（Ｂ）　※２　必要な場合のみ記載		６０，０００
合　計（Ｃ）　＝（A+B）			２４９，４００

２　収　入

項　　目	内　訳 （名称，積算単価，数量等を具体的に記入してください）	金額（円）
西京区地域力サポート事業補助金（交付申請額）※ 千円未満の端数は切捨て		１４４，０００
その他補助金等	京都府地域力再生プロジェクト交付金	６３，０００
事業収入 （参加費，寄付金等）	参加費 １人400円×20人×2回（昼食会） １人200円×30人（クリスマス） １人100円×15人×12回（ワークショップ）	 １６，０００ ６，０００ １８，０００
自己負担		２，４００
合　計（Ｄ）　※３（Ｃ）＝（Ｄ）		２４９，４００

※１　支出項目は当補助金の対象経費と対象外経費に分けて記載してください。対象経費小計（Ａ）が補助金額を算定する基礎となります。
※２　対象外経費は必要な場合のみ記載してください。
※３　支出の合計（Ｃ）と収入の合計（Ｄ）が等しくなっているか確認してください。

記入例

第３号様式（第５条関係）

西京区地域力サポート事業補助金無償の活動費相当額計算書

活動内容 ※ できるだけ具体的に記入してください。	①活動参加人数	②活動時間	無償の活動時間計 （①×②）
６／○　手作り昼食会	５	３	１５
８／○　夏の演芸会	８	４	３２
１０／○　こども絵画展準備	７	３	２１
１２／○　クリスマス企画	８	３	２４
２／○　手作り昼食会	４	３	１２
③　合　　計			１０４ （小数点以下切捨て）

④　　③×５００円	５２，０００　円

無償の活動費相当額 （ ④≦５万円 ⇒ ④の額 ，④＞５万円 ⇒ ５万円 ）	５０，０００　円

※　無償の活動費相当額の補助金は，５万円が上限です。

※　活動ごとの参加者が分かる名簿を提出してください。

注　「無償の活動費相当額」は，人件費としての性格のものではなく，あくまで実際に支出する対象経費の一部を補助するものです。（募集案内Ｐ３参照）

第１号様式（第５条関係）

西京区地域力サポート事業補助金交付申請書

（宛先）　西　京　区　長	平成　　年　　月　　日
住所（主たる事務所の所在地） □□□－□□□□	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名）　　㊞ （代表者役職・氏名） （電話）

西京区地域力サポート事業補助金交付要綱第５条の規定により補助金の交付を申請します。

団体の概要 活動実績	※　定款，会則，名簿等の団体に関する資料を添付してください。		
設立時期	年　　月	構成人数	人
担当者 連絡先	（住　所）□□□－□□□□ （役職・氏名） （電　話）　　－　　（FAX）　　－ （E-mail）　　@		
該当する西京区基本計画の取組分野	**西京区基本計画取組分野一覧** 第１節　人と人とが支え合う区民が主役のまちづくり □人権　□地域コミュニティ　□区民参加　□地域福祉 □子育て　□高齢者福祉　□障害者福祉　□保健・医療 □教育　□安心・安全　□商工業 第２節　環境と共生するまちづくり □自然環境　□歩くまち・京都　□まちの美化　□循環型社会 □景観・住環境　□農業 第３節　人と歴史・文化が輝くまちづくり □歴史・文化（文化芸術を含む）　□観光□市民スポーツ □大学等との連携　□都市間交流　□生涯学習 第４節　暮らしやすい都市基盤が整うまちづくり □公共交通　□道路環境　□河川・上下水道　□建築物の耐震化 ※　該当する分野の□にチェックをしてください。（複数可） ※　区基本計画の重点テーマに位置付けられている取組及び文化芸術による地域のまちづくりを推進する取組は，審査において，他の分野の取組よりも高く評価されます。（**下線の取組分野**）		
交付申請額	円		

②に続く

第１号様式（第５条関係）

＜活動の概要＞

活動の名称		
申請枠区分	地域力向上支援枠　・　草の根活動支援枠 ※　いずれかに○をしてください。	
活動の範囲	□区全域　□(　　)学区・地域内　□(　　)町内 □その他(　　)	
活動の状態	□①　新規 □②　立上げ期（取組開始から３年目まで） □③　毎年実施（取組開始から３年以上経過） □④　②立上げ期又は③毎年実施だが，今回新たに充実した部分がある ⇒　今回充実した内容（④を選択した場合のみ記入） 〔　　〕	
地域課題・活動の目的 ※どのような課題に対して，活動を行うか等を明記する		
活動内容		
スケジュール	時期	実施内容　（場所，参加予定人数）
補助金の活用による活動の効果		

※　「団体の概要」,「活動の概要」については，別紙による提出も可能です。

※　□は，項目中のいずれかに☑をしてください。

第２号様式（第５条関係）

西京区地域力サポート事業補助金収支予算書

（宛先）西　京　区　長	平成　　年　　月　　日
住所（主たる事務所の所在地） □□□－□□□□	団体の名称及び代表者の氏名 （団体名）　　㊞ （代表者役職・氏名） （電話）

１　支　出

項　　目		内　　訳	金額（円）
対象経費			
	対象経費　小計（Ａ）　※１ 補助金の算定基礎金額		
対象外経費			
	対象外経費　小計（Ｂ）　※２ 必要な場合のみ記載		
合　　計（Ｃ）　　＝（A+B）			

２　収　入

項　　目	内　　訳	金額（円）
西京区地域力サポート事業補助金（交付申請額）※ 千円未満の端数は切捨て		
その他補助金等		
事業収入 （参加費，寄付金等）		
自己負担		
合　　計（Ｄ）　　※３（Ｃ）＝（Ｄ）		

※１　支出項目は当補助金の対象経費と対象外経費に分けて記載してください。対象経費小計（Ａ）が補助金額を算定する基礎となります。
※２　対象外経費は必要な場合のみ記載してください。
※３　支出の合計（Ｃ）と収入の合計（Ｄ）が等しくなっているか確認してください。

第３号様式（第５条関係）

西京区地域力サポート事業補助金無償の活動費相当額計算書

活動内容 ※ できるだけ具体的に記入してください。	①活動参加人数	②活動時間	無償の活動時間計 （①×②）
③　合　　計			（小数点以下切捨て）

④　　③×５００円	円

無償の活動費相当額 （ ④≦５万円 ⇒ ④の額 ， ④＞５万円 ⇒ ５万円 ）	円

※　無償の活動費相当額の補助金は，５万円が上限です。

※　活動ごとの参加者が分かる名簿を提出してください。

注　「無償の活動費相当額」は，人件費としての性格のものではなく，あくまで実際に支出する対象経費の一部を補助するものです。（募集案内Ｐ３参照）

第８号様式（第８条関係）

西京区地域力サポート事業補助金実績報告書

（宛先）　西　京　区　長	平成　　年　　月　　日
住所（主たる事務所の所在地） □□□－□□□□	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名）　　㊞ （代表者役職・氏名） （電話）

西京区地域力サポート事業補助金交付要綱第８条の規定により活動の実績を報告します。

なお，本報告書に添付している領収書等の写しが原本と相違ないこと及び交付決定を受けた活動に使用した費用に係るものであることを証明します。

交付決定日	平成　　年　　月　　日
完了年月日	平成　　年　　月　　日
活動の名称	
精算額 （収支決算書のサポート事業補助金の額）	円
活動の内容	
※　活動の実施状況が分かる写真を添付してください。	
活動の成果	
課　題　等	

※　「活動の内容」，「活動の成果」，「課題等」については，別紙による提出も可能です。

第９号様式（第８条関係）

西京区地域力サポート事業補助金収支決算書

（宛先）　西　京　区　長	平成　　年　　月　　日
住所（主たる事務所の所在地） □□□－□□□□	団体の名称及び代表者の役職・氏名 （団体名）　　㊞ （代表者役職・氏名） （電話）

２　支　出

項　　目		内　　訳	金額（円）	領収書Ｎｏ．
対象経費				
	対象経費　小計（Ａ）　※１補助金の算定基礎金額			
対象外経費				
	対象外経費　小計（Ｂ）　※２ 必要な場合のみ記載			
合　　計（Ｃ）　＝（A+B）				

１　収　入

項　　目	内　　訳	金額（円）	左の金額のうち，対象外経費（Ｂ）への充当額（円）
西京区地域力サポート事業補助金　※ 千円未満の端数は切捨て			
その他補助金等			
事業収入 （参加費，寄付金等）			
自己負担			
合　　計（Ｄ）　※３（C）＝（D）			

※１　支出項目は当補助金の対象経費と対象外経費に分けて記載してください。対象経費小計（A）が補助金額を算定する基礎となります。
※２　対象外経費は必要な場合のみ記載ください。
※３　支出の合計（C）と収入の合計（D）が等しくなっているか確認してください。

第１０号様式（第８条関係）

西京区地域力サポート事業補助金無償の活動費相当額計算書

活動内容 ※ できるだけ具体的に記入してください。	①活動参加人数	②活動時間	無償の活動時間計 （①×②）
③　合　　計			（小数点以下切捨て）

④　　③×５００円	円

無償の活動費相当額 （ ④≦５万円 ⇒ ④の額 ， ④＞５万円 ⇒ ５万円 ）	円

※　無償の活動費相当額の補助金は，５万円が上限です。

※　活動ごとの参加者が分かる名簿を提出してください。

＜問合せ先＞

○　西京区役所　地域力推進室　総務・防災担当
〒６１５－８５２２（郵送の場合は郵便番号のみで可）
京都市西京区上桂森下町 25－１
電話　０７５－３８１－７１５８

○　西京区役所　地域力推進室　まちづくり推進担当
〒６１５－８５２２（郵送の場合は郵便番号のみで可）
京都市西京区上桂森下町 25－１
電話　０７５－３８１－７１９７

○　洛西支所　地域力推進室　まちづくり推進担当
〒６１０－１１９８（郵送の場合は郵便番号のみで可）
京都市西京区大原野東境谷町二丁目１－２
電話　０７５－３３２－９３１８

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

発行　平成３０年４月　　京都市印刷物　第 303018 号